

令和4年度

第2回

湧別町国民健康保険運営協議会議案

日 時 令和5年3月2日（木） 午後6時30分

場 所 文化センターTOM研修室

湧別町国民健康保険運営協議会委員名簿

【任期：令和5年3月1日～令和8年2月28日（3年）】

区 分	氏 名	住 所
被保険者を代表する委員	北 村 茂	上湧別屯田市街地
	久 保 美恵子	芭 露
	深 澤 繁 子	緑 町
保険医又は保険薬剤師 を代表する委員	澁 谷 努	中湧別中町
	竹 林 秀 人	上湧別屯田市街地
	桂 敦 史	中湧別北町
公益を代表する委員	後 藤 哲 司	中湧別南町
	加 藤 明 美	港 町
	上 松 晶 子	南兵村二区

会議次第

1. 開 会

2. 町長挨拶

3. 議 案

- (1) 議案第1号 湧別町国民健康保険運営協議会会長の選任について
- (2) 議案第2号 湧別町国民健康保険運営協議会会長代理の選任について
- (3) 議案第3号 令和5年度湧別町国民健康保険特別会計予算（案）について
- (4) 議案第4号 湧別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第5号 令和5年度湧別町国民健康保険事業計画（案）について
- (6) 報告第1号 湧別町データヘルス計画の実施状況について

議案第1号

湧別町国民健康保険運営協議会会長の選任について

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第5条第1項の規定により、下記の者を湧別町国民健康保険運営協議会会長に選任する。

記

氏名 _____（任期：委員の任期）

令和5年3月2日提出

湧別町長 刈 田 智 之

《参考》

○国民健康保険法

(昭和三十三年十二月二十七日)

(法律第百九十二号)

第三十一回通常国会

第二次岸内閣

(国民健康保険運営協議会)

第十一条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。

2 前項に規定するもののほか、国民健康保険運営協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

○国民健康保険法施行令

(昭和三十三年十二月二十七日)

(政令第三百六十二号)

(国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織)

第三条

3 法第十一条第二項に定める協議会(以下この条において「市町村協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

5 都道府県協議会及び市町村協議会(次条及び第五条第一項において「協議会」という。)の委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第五条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

議案第2号

湧別町国民健康保険運営協議会会長代理の選任について

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第5条第2項の規定により、下記の者を湧別町国民健康保険運営協議会会長代理に選任する。

記

氏名 _____（任期：委員の任期）

令和5年3月2日提出

湧別町長 刈 田 智 之

議案第3号

令和5年度湧別町国民健康保険特別会計予算（案）について

令和5年度湧別町国民健康保険特別会計予算（案）は次のとおりとする。

記

別紙のとおり

令和5年3月2日提出

湧別町長 刈 田 智 之

令和5年度 湧別町国民健康保険特別会計予算（案）

【歳入】

款 項	当初予算額		増減 R4→R5	伸び率 R4→R5
	令和4年度	令和5年度		
1. 国民健康保険税	435,255	425,783	△ 9,472	△ 2.2
1. 国民健康保険税	435,255	425,783		
2. 使用料及び手数料	50	50	0	0.0
1. 手数料	50	50		
3. 国庫支出金	0	100	100	-
1. 国庫補助金	0	100		
4. 道支出金	901,147	927,767	26,620	3.0
1. 道補助金	901,147	927,767		
5. 財産収入	10	9	△ 1	△ 10.0
1. 財産運用収入	10	9		
6. 繰入金	141,891	156,144	14,253	10.0
1. 一般会計繰入金	79,891	78,144		
2. 基金繰入金	62,000	78,000		
7. 繰越金	1	1	0	0.0
1. 繰越金	1	1		
8. 諸収入	1,246	1,246	0	0.0
1. 延滞金, 加算金及び過料	1	1		
2. 雑入	1,245	1,245		
歳入合計	1,479,600	1,511,100	31,500	2.1

【歳 出】

(単位：千円)

款 項	当初予算額		増減 R4→R5	伸び率 R4→R5
	令和4年度	令和5年度		
1. 総務費	27,806	26,105	△ 1,701	△ 6.1
1. 総務管理費	27,131	25,431		
2. 徴税費	542	542		
3. 運営協議会費	133	132		
2. 保険給付費	869,944	902,411	32,467	3.7
1. 保険給付費	869,944	902,411		
3. 国民健康保険事業費納付金	564,647	566,358	1,711	0.3
1. 国民健康保険事業費納付金	564,647	566,358		
4. 保健事業費	14,233	14,210	△ 23	△ 0.2
1. 特定健康診査等事業費	12,728	12,746		
2. 保健事業費	1,505	1,464		
5. 基金積立金	10	9	△ 1	△ 10.0
1. 基金積立金	10	9		
6. 諸支出金	1,960	1,007	△ 953	△ 48.6
1. 償還金及び還付加算金	1,960	1,007		
7. 予備費	1,000	1,000	0	0.0
1. 予備費	1,000	1,000		
歳 出 合 計	1,479,600	1,511,100	31,500	2.1

議案第4号

湧別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

湧別町国民健康保険条例（平成21年条例第129号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

記

別紙のとおり

令和5年3月2日提出

湧別町長 刈 田 智 之

1. 湧別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

健康保険法施行令が改正されたことによる条例改正。

改正内容

出産育児一時金の支給額について、現行の「40.8万円」を8万円を引き上げ、「48.8万円」とするもの。
産科医療保障制度（※）の掛金分1.2万円を合わせると出産育児一時金の支給額は50万円（現行42万円）となる。
※分娩に関連して発症した重度脳性まひの赤ちゃんとその家族に対する経済的補償を行うための制度。

出産育児一時金とは

国保被保険者が出産した時、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度であり、その支給額について、市町村国保においては条例で規定されている。現行制度においては、妊娠22週以上での出産（死産・流産含む）に対する支給額は42万円であり、産科医療保障制度に未加入の医療機関で出産した場合や、妊娠12週以上（85日以上）22週未満の出産（死産・流産を含む）は40.8万円となっている。

【改正の概要】

社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」（令和4年12月15日）において、「出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべき」とされたことを踏まえ、現行の40.8万円から48.8万円に引き上げるもの。

議案第5号

令和5年度湧別町国民健康保険事業計画（案）について

令和5年度湧別町国民健康保険事業計画（案）は次のとおりとする。

記

別紙のとおり

令和5年3月2日提出

湧別町長 刈 田 智 之

湧別町国民健康保険事業計画 新旧対照表

改正後	改正後	改正理由
<p style="text-align: center;">令和5年度 湧別町国民健康保険事業計画について</p> <p>1. 基本方針と目的</p> <p>国民健康保険制度については、平成29年度までは各市町村が個別に運営していましたが、一般的に国民健康保険加入者は年齢構成や医療費水準が高く低所得者層が多いため保険料の負担が大きいこと、また、財政運営が不安定になるリスクが高い小規模保険者が多い等、多くの構造的な課題を抱えていました。このままでは国民皆保険の根幹をなす国民健康保険制度自体が立ちゆかなくなる可能性があるため、平成27年5月27日に、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成30年度からは都道府県を財政運営の責任主体とし、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保など国保運営の中心的な役割を担い制度の安定化を図ることとなっております。</p> <p>そのような情勢の中、本町の国民健康保険の状況を見ると、国民健康保険の重要な財源となる保険税収入については、近年の農業や漁業所得が高水準で推移していることや保険税の収納率についても高水準を維持していること等から、他の市町村等と比較しても高い水準を維持しています。<u>しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響や、昨今のウクライナ情勢の影響により、地域経済の低迷、原油や原材料価格の高騰や物価価格の高騰が続いており、本町の基幹産業である1次産業への影響も強く懸念されるところであります。</u></p> <p>一方、医療費の状況を見ると、近年は、道内・管内平均のいずれも下回り、他の市町村等から見ると低い水準で推移しているものの、医療費は年々上昇しており、今後についても増加していくものと思われます。</p> <p>このように、所得は高い水準で推移しつつも医療費については増加傾向にある状況の中、本町ではこれまで、財政調整基金の活用と必要最低限の保険税率等の見直しを行いながら収支の均衡を図ってきましたが、これまで以上に国民健康保険事業を計画的かつ適正に運営すると共に、その執行にあたっては進捗状況の把握等に十分留意する必要があります。また、制度改革の動向等を見据えつつ給付と負担のバランスを考慮しながら必要な財源の確保を図ることとし、国民健康保険事業の財政の健全化と安定化に努めるものとします。</p> <p>2. 主要事業</p> <p>令和5年度は、特に以下の3点に重点を置いて取り組むものとします。</p> <p>(1) 医療費適正化対策の推進</p> <p>(2) 保健事業の推進</p> <p>(3) 収納率向上対策の推進</p> <p>3. 具体的な対策</p> <p>(1) 医療費適正化対策の推進</p> <p>ア. 医療費の返還処理</p> <p>資格管理による医療費の適正化のために、遡及適用により資格喪失後受診が判明した場合には、請求権のある保険者への保険者請求や、被保険者に対しては医療費返納金調定処理を遅滞なく進め、速やかに納付勧奨を行うと共に療養費請求の手続きについて確認した上で適切に案内する等、医療費の入金確保に努めます。</p>	<p style="text-align: center;">令和4年度 湧別町国民健康保険事業計画について</p> <p>1. 基本方針と目的</p> <p>国民健康保険制度については、平成29年度までは各市町村が個別に運営していましたが、一般的に国民健康保険加入者は年齢構成や医療費水準が高く低所得者層が多いため保険料の負担が大きいこと、また、財政運営が不安定になるリスクが高い小規模保険者が多い等、多くの構造的な課題を抱えていました。このままでは国民皆保険の根幹をなす国民健康保険制度自体が立ちゆかなくなる可能性があるため、平成27年5月27日に、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成30年度からは都道府県を財政運営の責任主体とし、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保など国保運営の中心的な役割を担い制度の安定化を図ることとなっております。</p> <p>そのような情勢の中、本町の国民健康保険の状況を見ると、国民健康保険の重要な財源となる保険税収入については、近年の農業や漁業所得が高水準で推移していることや保険税の収納率についても高水準を維持していること等から、他の市町村等と比較しても高い水準を維持しています。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、長期的に地域経済が低迷し、被保険者の所得にも影響を及ぼすことになれば、重要な財源である保険税の減収につながるものが懸念されます。</p> <p>一方、医療費の状況を見ると、近年は、道内・管内平均のいずれも下回り、他の市町村等から見ると低い水準で推移しているものの、医療費は年々上昇しており、今後についても増加していくものと思われます。</p> <p>このように、所得は高い水準で推移しつつも医療費については増加傾向にある状況の中、本町ではこれまで、財政調整基金の活用と必要最低限の保険税率等の見直しを行いながら収支の均衡を図ってきましたが、これまで以上に国民健康保険事業を計画的かつ適正に運営すると共に、その執行にあたっては進捗状況の把握等に十分留意する必要があります。また、制度改革の動向等を見据えつつ給付と負担のバランスを考慮しながら必要な財源の確保を図ることとし、国民健康保険事業の財政の健全化と安定化に努めるものとします。</p> <p>2. 主要事業</p> <p>令和4年度は、特に以下の3点に重点を置いて取り組むものとします。</p> <p>(1) 医療費適正化対策の推進</p> <p>(2) 保健事業の推進</p> <p>(3) 収納率向上対策の推進</p> <p>3. 具体的な対策</p> <p>(1) 医療費適正化対策の推進</p> <p>ア. 医療費の返還処理</p> <p>資格管理による医療費の適正化のために、遡及適用により資格喪失後受診が判明した場合には、請求権のある保険者への保険者請求や、被保険者に対しては医療費返納金調定処理を遅滞なく進め、速やかに納付勧奨を行うと共に療養費請求の手続きについて確認した上で適切に案内する等、医療費の入金確保に努めます。</p>	<p>年度の更新</p> <p>文言を変更</p> <p>年度の更新</p>

改 正 後	改 正 後	備 考
<p>イ. レセプト点検の推進 国保連合会への点検委託により、効率的な資格点検・内容点検及び再審査請求の精度の向上に努めます。</p> <p>ウ. 第三者納付金求償事務の強化 国保連合会への求償事務委託により、第三者求償対象案件を適正に把握すると共に、第三者求償に該当する疑いのある被保険者に対しては、<u>国保連合会を通じて負傷要因に関する調査を行い、効率的に求償事務を行います。</u></p> <p>エ. 医療費通知の実施 被保険者の健康に対する認識を深めてもらうため、年に6回、12か月分の医療費通知を実施します。</p> <p>オ. ジェネリック医薬品の普及活動の実施 ジェネリック医薬品の使用を促進するため、年に1回被保険者あたり500円以上の差額がある方を対象に差額通知を実施します。また、広報紙やホームページ等を通じ普及啓発に努めます。</p> <p>カ. 柔道整復療養費に係る調査の実施 柔道整復療養費について、長期かつ頻度が高い施術患者に対し、負傷部位や原因の照会を行うと共に、正しい柔道整復師のかかり方等についての指導を行います。</p> <p>キ. 多剤投与者対策の実施 多剤投与者に対して、服薬の適正化による健康管理のための啓発・指導を行い、適正服薬につながるよう取り組みます。</p> <p>(2) 保健事業の推進 湧別町第3期特定健康診査等実施計画及びデータヘルス計画に基づき、下記の取り組みを重点的に行うものとします。</p> <p>ア. 特定健診未受診者対策 ①がん検診とあわせての実施や、土日・早朝での実施等、受診をしやすい環境づくりに努めます。</p> <p>②国保連合会を通じて受診勧奨業務を専門業者に委託することにより、人工知能を用いたデータ分析や未受診理由の傾向等から、各々の内容に応じた複数のパターンによる受診勧奨通知を行います。また、勧奨結果の分析を行うことにより更なる受診率の向上を目指します。 ③医療機関と連携し、通院中の方の検査項目について情報提供を受けることにより特定健診の受診者数として取り込み、受診率の向上を目指します。</p>	<p>イ. レセプト点検の推進 国保連合会への点検委託により、効率的な資格点検・内容点検及び再審査請求の精度の向上に努めます。</p> <p>ウ. 第三者納付金求償事務の強化 レセプト点検により第三者求償対象案件を適正に把握すると共に、第三者求償に該当する疑いのある被保険者に対しては、負傷要因に関する調査を行います。また、国保連合会と連携し求償事務の委託を行いながら効率的に求償事務を行います。</p> <p>エ. 医療費通知の実施 被保険者の健康に対する認識を深めてもらうため、年に6回、12か月分の医療費通知を実施します。</p> <p>オ. ジェネリック医薬品の普及活動の実施 ジェネリック医薬品の使用を促進するため、年に1回被保険者あたり500円以上の差額がある方を対象に差額通知を実施します。また、広報紙やホームページ等を通じ普及啓発に努めます。</p> <p>カ. 柔道整復療養費に係る調査の実施 柔道整復療養費について、長期かつ頻度が高い施術患者に対し、負傷部位や原因の照会を行うと共に、正しい柔道整復師のかかり方等についての指導を行います。</p> <p>キ. 多剤投与者対策の実施 多剤投与者に対して、服薬の適正化による健康管理のための啓発・指導を行い、適正服薬につながるよう取り組みます。</p> <p>(2) 保健事業の推進 湧別町第3期特定健康診査等実施計画及びデータヘルス計画に基づき、下記の取り組みを重点的に行うものとします。</p> <p>ア. 特定健診未受診者対策 ①がん検診とあわせての実施や、土日・早朝での実施等、受診をしやすい環境づくりに努めます。</p> <p>②国保連合会を通じて受診勧奨業務を専門業者に委託することにより、人工知能を用いたデータ分析や未受診理由の傾向等から、各々の内容に応じた複数のパターンによる受診勧奨通知を行います。また、勧奨結果の分析を行うことにより更なる受診率の向上を目指します。 ③医療機関と連携し、通院中の方の検査項目について情報提供を受けることにより特定健診の受診者数として取り込み、受診率の向上を目指します。</p>	<p>求償事務の全部委託に変更</p>

改正後							改正後							備考
■特定健康診査の受診率の推移							■特定健康診査の受診率の推移							年度の更新
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度				平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	
受診率	目標	湧別町	40%	44%	48%	52%	受診率	目標	湧別町	60%	40%	44%	48%	
	実績	湧別町	44.1%	45.5%	32.7%	37.0%		実績	湧別町	36.7%	44.1%	45.5%	32.7%	
		道内平均	29.5%	28.9%	27.0%	27.9%			道内平均	28.1%	29.5%	28.9%	27.0%	
対象者数		湧別町	1,985人	1,892人	1,855人	1,817人	対象者数		湧別町	2,056人	1,985人	1,892人	1,855人	
受診者数		湧別町	875人	860人	607人	672人	受診者数		湧別町	755人	875人	860人	607人	
<p>イ. 特定保健指導・早期介入保健指導・重症化予防対策の実施</p> <p>生活習慣病に移行させないことを目的とし、対象者自身が具体的な行動目標を立て、無理なく実践できるよう支援します。また、対象者の都合に合わせて、家庭訪問等個別での保健指導も実施すると共に、保健師、栄養士等による電話相談や個別訪問のフォローアップの実施や、保健指導において「健診数値の改善」等が認められた場合にチューリップスタンプポイントを付与することにより対象者のモチベーション向上につなげ、疾病への早期介入や重症化予防等、保健指導の充実に努めます。</p>							<p>イ. 特定保健指導・早期介入保健指導・重症化予防対策の実施</p> <p>生活習慣病に移行させないことを目的とし、対象者自身が具体的な行動目標を立て、無理なく実践できるよう支援します。また、対象者の都合に合わせて、家庭訪問等個別での保健指導も実施すると共に、保健師、栄養士等による電話相談や個別訪問のフォローアップの実施や、保健指導において「健診数値の改善」等が認められた場合にチューリップスタンプポイントを付与することにより対象者のモチベーション向上につなげ、疾病への早期介入や重症化予防等、保健指導の充実に努めます。</p>							年度の更新
■特定保健指導の実施率の推移							■特定保健指導の実施率の推移							
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度				平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	
実施率	目標	湧別町	40%	44%	48%	52%	実施率	目標	湧別町	60%	40%	44%	48%	
	実績	湧別町	47.3%	38.9%	40.5%	35.6%		実績	湧別町	35.0%	47.3%	38.9%	40.5%	
		道内平均	34.8%	36.0%	33.8%	33.4%			道内平均	33.5%	34.8%	36.0%	33.8%	
対象者数		湧別町	148人	126人	79人	87人	対象者数		湧別町	123人	148人	126人	79人	
受診者数		湧別町	70人	49人	32人	31人	受診者数		湧別町	43人	70人	49人	32人	
<p>ウ. がん検診受診率向上対策</p> <p>若年層を対象として検診、未受診者への個別案内、広報やホームページなどを利用した受診勧奨などにより、有効性が確立しているがん検診の受診率向上にむけた取り組みを推進します。</p>							<p>ウ. がん検診受診率向上対策</p> <p>若年層を対象として検診、未受診者への個別案内、広報やホームページなどを利用した受診勧奨などにより、有効性が確立しているがん検診の受診率向上にむけた取り組みを推進します。</p>							年度の更新
(3) 収納率向上対策の推進							(3) 収納率向上対策の推進							
<p>被保険者に無職者や低所得者層が多いという国民健康保険が抱える構造的な問題から収納率を向上させることは大変厳しい状況にあります。しかしながら、市町村が都道府県に納める国保事業費納付金に対する財源として、保険料の収納率向上は重要性を増しています。</p>							<p>被保険者に無職者や低所得者層が多いという国民健康保険が抱える構造的な問題から収納率を向上させることは大変厳しい状況にあります。しかしながら、市町村が都道府県に納める国保事業費納付金に対する財源として、保険料の収納率向上は重要性を増しています。</p>							

改正後				
■国民健康保険特別会計歳入・歳出決算状況				
(単位：円)				
歳入	平成30年度決算	令和元年度決算	令和2年度決算	令和3年度決算
1 国民健康保険税	438,295,103	447,575,561	457,158,537	420,072,780
2 使用料及び手数料	64,780	75,000	53,860	49,100
3 道支出金	807,888,290	880,194,446	767,922,076	898,985,205
4 財産収入	44,438	44,472	33,126	17,051
5 繰入金	85,984,256	79,736,016	83,404,890	127,323,284
6 繰越金	138,099,244	6,366,762	8,165,127	6,375,962
7 諸収入	2,723,969	1,566,967	1,331,720	1,797,746
8 国庫支出金	0	737,000	4,777,000	674,000
合計	1,473,100,080	1,416,296,224	1,322,846,336	1,455,295,128
歳出	30年度決算	令和元年度決算	令和2年度決算	令和3年度決算
1 総務費	9,408,684	7,769,922	44,511,288	29,398,415
2 保険給付費	772,032,212	842,440,238	710,674,120	855,993,307
3 国保事業費納付金	564,353,000	536,478,000	547,827,000	550,611,000
4 共同事業拠出金	217	210	90	0
5 保健事業費	9,587,375	10,603,855	10,050,343	11,587,394
6 基金積立金	70,044,438	9,884,472	33,126	17,051
7 諸支出金	41,307,392	954,400	3,372,925	3,102,200
8 財政安定化基金拠出金	0	0	1,482	613
9 予備費	0	0	0	0
合計	1,466,733,318	1,408,131,097	1,316,470,374	1,450,709,980
差引（歳入－歳出）	6,366,762	8,165,127	6,375,962	4,585,148

改正後					備考
■国民健康保険特別会計歳入・歳出決算状況					年度の更新
(単位：円)					
歳入	平成29年度決算	平成30年度決算	令和元年度決算	令和2年度決算	
1 国民健康保険税	464,483,801	438,295,103	447,575,561	457,158,537	
2 使用料及び手数料	82,300	64,780	75,000	53,860	
3 道支出金	101,111,000	807,888,290	880,194,446	767,922,076	
4 財産収入	40,172	44,438	44,472	33,126	
5 繰入金	86,763,133	85,984,256	79,736,016	83,404,890	
6 繰越金	36,096,677	138,099,244	6,366,762	8,165,127	
7 諸収入	2,110,347	2,723,969	1,566,967	1,331,720	
8 国庫支出金	359,336,887	0	737,000	4,777,000	
療養給付費等交付金	3,468,000	0	0	0	
前期高齢者交付金	161,083,076	0	0	0	
共同事業交付金	466,907,797	0	0	0	
合計	1,681,483,190	1,473,100,080	1,416,296,224	1,322,846,336	
歳出	29年度決算	30年度決算	令和元年度決算	令和2年度決算	
1 総務費	10,853,405	9,408,684	7,769,922	44,511,288	
2 保険給付費	887,034,405	772,032,212	842,440,238	710,674,120	
3 国保事業費納付金	0	564,353,000	536,478,000	547,827,000	
4 共同事業拠出金	382,810,876	217	210	90	
5 保健事業費	5,651,088	9,587,375	10,603,855	10,050,343	
6 基金積立金	40,172	70,044,438	9,884,472	33,126	
7 諸支出金	1,316,000	41,307,392	954,400	3,372,925	
8 財政安定化基金拠出金	0	0	0	1,482	
9 予備費	0	0	0	0	
後期高齢者支援金	178,395,268	0	0	0	
前期高齢者納付金	657,259	0	0	0	
老人保健拠出金	4,162	0	0	0	
介護納付金	76,621,311	0	0	0	
合計	1,543,383,946	1,466,733,318	1,408,131,097	1,316,470,374	
差引（歳入－歳出）	138,099,244	6,366,762	8,165,127	6,375,962	

改正後						改正後						備考
■国民健康保険税収納状況						■国民健康保険税収納状況						年度の更新
年度	調定額	収入額	不能欠損	未収額	収納率	年度	調定額	収入額	不能欠損	未収額	収納率	
平成30年度	438,999,200	433,197,587	0	5,801,613	98.68%	平成29年度	454,806,400	451,156,827	0	3,649,573	99.20%	
令和元年度	446,060,500	441,838,600	0	4,221,900	99.05%	平成30年度	438,999,200	433,197,587	0	5,801,613	98.68%	
令和2年度	456,028,000	450,601,972	0	5,426,028	98.81%	令和元年度	446,060,500	441,838,600	0	4,221,900	99.05%	
令和3年度	417,006,300	413,837,200	0	3,169,100	99.24%	令和2年度	456,028,000	450,601,972	0	5,426,028	98.81%	
<p>令和3年度の収納率は前年度プラス0.43%の99.24%となり、国保事業費納付金の算定に用いる標準的な収納率の平均である98.98%を達成することができました。令和5年度における収納率の向上に向け、下記の取り組みを重点的に行うものとします。</p> <p>ア. 各家庭の状況に応じた徴収活動の実施 季節労働者世帯は、仕事が始まった後、給与支払時期に訪問を行うこととし、社会保険に切り替わっている可能性もあるため、必ず保険の加入状況を確認します。また、子どもがいる世帯には、児童手当支給月の前月（差押等はできないが、支給月は家計費に余裕が出る世帯もあるため）に戸別訪問、電話催告等を実施します。</p> <p>イ. 遡及資格取得者へのガイダンス強化 保険税の未納につながりやすい遡及取得者に対しては、資格取得時より税務担当と連携し、納付勧奨等の相談や連絡先の共有等を行います。</p> <p>ウ. 未納者に対する納入の促進 未納者に対しては早期に文書や電話等による納入催告を行い収納率の向上に努めます。</p> <p>エ. 財産調査の実施及び滞納処分の強化 督促や催告に応じない1年以上の長期滞納者については、多様な財産調査を実施し、財産の差し押さえなど滞納処分を強化するとともに、滞納処分の執行停止案件の拡大など滞納整理に努めます。</p> <p>オ. 生活困窮者への対応 納税相談等による滞納者の状況確認によっては、必要に応じて保険税の減免のほかに生活困窮者自立支援制度担当と連携し、生活困窮者の自立支援に繋がるよう努めます。</p> <p>カ. 口座振替制度の利用促進 納付書に口座振替の啓発文書を封入し口座振替の推進を図ります。また、広報紙や町ホームページへの掲載等により口座振替の利用促進に努めます。</p> <p>キ. コンビニ収納の実施 日中、仕事等により役場や金融機関等での納入が困難な方もいるため、コンビニ収納を実施することにより収納率の向上に努めます。</p>						<p>令和2年度の収納率は前年度マイナス0.24%の98.81%となり、国保事業費納付金の算定に用いる標準的な収納率の平均である98.97%を達成することができませんでした。令和4年度における収納率の向上に向け、下記の取り組みを重点的に行うものとします。</p> <p>ア. 各家庭の状況に応じた徴収活動の実施 季節労働者世帯は、仕事が始まった後、給与支払時期に訪問を行うこととし、社会保険に切り替わっている可能性もあるため、必ず保険の加入状況を確認します。また、子どもがいる世帯には、児童手当支給月の前月（差押等はできないが、支給月は家計費に余裕が出る世帯もあるため）に戸別訪問、電話催告等を実施します。</p> <p>イ. 遡及資格取得者へのガイダンス強化 保険税の未納につながりやすい遡及取得者に対しては、資格取得時より税務担当と連携し、納付勧奨等の相談や連絡先の共有等を行います。</p> <p>ウ. 未納者に対する納入の促進 未納者に対しては早期に文書や電話等による納入催告を行い収納率の向上に努めます。</p> <p>エ. 財産調査の実施及び滞納処分の強化 督促や催告に応じない1年以上の長期滞納者については、多様な財産調査を実施し、財産の差し押さえなど滞納処分を強化するとともに、滞納処分の執行停止案件の拡大など滞納整理に努めます。</p> <p>オ. 生活困窮者への対応 納税相談等による滞納者の状況確認によっては、必要に応じて保険税の減免のほかに生活困窮者自立支援制度担当と連携し、生活困窮者の自立支援に繋がるよう努めます。</p> <p>カ. 口座振替制度の利用促進 納付書に口座振替の啓発文書を封入し口座振替の推進を図ります。また、広報紙や町ホームページへの掲載等により口座振替の利用促進に努めます。</p> <p>キ. コンビニ収納の実施 日中、仕事等により役場や金融機関等での納入が困難な方もいるため、コンビニ収納を実施することにより収納率の向上に努めます。</p>						年度の更新

改 正 後	改 正 後	備 考																																																																																																																																																																										
<p>4. その他の事業</p> <p>(1) 広報活動の強化 国保事業の円滑な運営のためには、制度の理解と協力を得ることが重要であることから、制度の趣旨、目的の普及について周知徹底を図ります。</p> <p>(2) 事務執行体制の整備 正確かつ迅速な事務処理を行うため、現行の事務処理方法に検討を加え、円滑かつ効率的に推進できる体制を整備します。また、医療・介護・保健・福祉サービス関係者と連携を図り、情報共有の仕組みづくりを推進します。</p> <p>(3) 研修機会の確保 国保事業に関わる担当職員のレベルアップを図るため、北海道や国保連合会が主催する研修会等に積極的に参加し、制度に対する理解や事務処理システム操作方法等の習熟に努めます。</p> <p>■令和5年度 国民健康保険事務担当者研修計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>研 修 会 名</th> <th>出張先</th> <th>時期</th> <th>出席予定人員</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管内国保事業月報担当者会議</td> <td>北見市</td> <td>5月</td> <td>2名</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>国保市町村連携会議</td> <td>北見市</td> <td>5月、8月、11月</td> <td>1名</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>国保総合システムブロック別説明会</td> <td>北見市</td> <td>6月</td> <td>2名</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>国保連合会オホーツク地方支部遠紋地区研修会</td> <td>管内</td> <td>未定</td> <td>1名</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>管内国保運営協議会委員研修会</td> <td>管内</td> <td>未定</td> <td>1名</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>第三者行為求償事務講習会</td> <td>北見市</td> <td>未定</td> <td>2名</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>国保税率試算システム研修会</td> <td>札幌市</td> <td>7月</td> <td>1名</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>国保実務講習会</td> <td>札幌市</td> <td>8月</td> <td>1名</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>国保データベースシステム研修会</td> <td>札幌市</td> <td>11月</td> <td>1名</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>国保保健事業・健康づくり担当課長及び係長合同研修会</td> <td>札幌市</td> <td>10月</td> <td>1名</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>国保広域化・制度改正に伴う各種説明会</td> <td>札幌市</td> <td>未定</td> <td>1名</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>国保事業納付金等算定情報作成支援ブロック別説明会</td> <td>北見市</td> <td>9月</td> <td>1名</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>市町村事務処理標準システム操作説明会</td> <td>北見市</td> <td>5月</td> <td>2名</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>収納率向上対策事業研修会</td> <td>札幌市</td> <td>未定</td> <td>1名</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>特定健診受診率向上支援共同事業説明会</td> <td>北見市</td> <td>未定</td> <td>1名</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table>	研 修 会 名	出張先	時期	出席予定人員	回数	管内国保事業月報担当者会議	北見市	5月	2名	1回	国保市町村連携会議	北見市	5月、8月、11月	1名	3回	国保総合システムブロック別説明会	北見市	6月	2名	1回	国保連合会オホーツク地方支部遠紋地区研修会	管内	未定	1名	1回	管内国保運営協議会委員研修会	管内	未定	1名	1回	第三者行為求償事務講習会	北見市	未定	2名	1回	国保税率試算システム研修会	札幌市	7月	1名	1回	国保実務講習会	札幌市	8月	1名	1回	国保データベースシステム研修会	札幌市	11月	1名	1回	国保保健事業・健康づくり担当課長及び係長合同研修会	札幌市	10月	1名	1回	国保広域化・制度改正に伴う各種説明会	札幌市	未定	1名	2回	国保事業納付金等算定情報作成支援ブロック別説明会	北見市	9月	1名	1回	市町村事務処理標準システム操作説明会	北見市	5月	2名	1回	収納率向上対策事業研修会	札幌市	未定	1名	1回	特定健診受診率向上支援共同事業説明会	北見市	未定	1名	1回	<p>4. その他の事業</p> <p>(1) 広報活動の強化 国保事業の円滑な運営のためには、制度の理解と協力を得ることが重要であることから、制度の趣旨、目的の普及について周知徹底を図ります。</p> <p>(2) 事務執行体制の整備 正確かつ迅速な事務処理を行うため、現行の事務処理方法に検討を加え、円滑かつ効率的に推進できる体制を整備します。また、医療・介護・保健・福祉サービス関係者と連携を図り、情報共有の仕組みづくりを推進します。</p> <p>(3) 研修機会の確保 国保事業に関わる担当職員のレベルアップを図るため、北海道や国保連合会が主催する研修会等に積極的に参加し、制度に対する理解や事務処理システム操作方法等の習熟に努めます。</p> <p>■令和4年度 国民健康保険事務担当者研修計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>研 修 会 名</th> <th>出張先</th> <th>時期</th> <th>出席予定人員</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管内国保事業月報担当者会議</td> <td>北見市</td> <td>5月</td> <td>2名</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>国保市町村連携会議</td> <td>北見市</td> <td>5月、8月、11月</td> <td>1名</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>国保市町村連携会議</td> <td>札幌市</td> <td>3月</td> <td>1名</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>国保総合システムブロック別説明会</td> <td>北見市</td> <td>6月</td> <td>2名</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>国保連合会オホーツク地方支部遠紋地区研修会</td> <td>管内</td> <td>未定</td> <td>1名</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>管内国保運営協議会委員研修会</td> <td>管内</td> <td>未定</td> <td>1名</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>第三者行為求償事務講習会</td> <td>札幌市</td> <td>未定</td> <td>1名</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>国保税率試算システム研修会</td> <td>札幌市</td> <td>7月</td> <td>1名</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>国保実務講習会</td> <td>札幌市</td> <td>8月</td> <td>1名</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>国保データベースシステム研修会</td> <td>札幌市</td> <td>6月</td> <td>1名</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>国保保健事業・健康づくり担当課長及び係長合同研修会</td> <td>札幌市</td> <td>8月</td> <td>1名</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>国保広域化・制度改正に伴う各種説明会</td> <td>札幌市</td> <td>未定</td> <td>1名</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金等申請事務研修会</td> <td>札幌市</td> <td>1月</td> <td>1名</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>国保事業納付金等算定情報作成支援ブロック別説明会</td> <td>北見市</td> <td>9月</td> <td>1名</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>市町村事務処理標準システム操作説明会</td> <td>北見市</td> <td>5月</td> <td>3名</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>収納率向上対策事業研修会</td> <td>札幌市</td> <td>未定</td> <td>1名</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>特定健診受診率向上支援共同事業説明会</td> <td>北見市</td> <td>未定</td> <td>1名</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table>	研 修 会 名	出張先	時期	出席予定人員	回数	管内国保事業月報担当者会議	北見市	5月	2名	1回	国保市町村連携会議	北見市	5月、8月、11月	1名	3回	国保市町村連携会議	札幌市	3月	1名	1回	国保総合システムブロック別説明会	北見市	6月	2名	1回	国保連合会オホーツク地方支部遠紋地区研修会	管内	未定	1名	1回	管内国保運営協議会委員研修会	管内	未定	1名	1回	第三者行為求償事務講習会	札幌市	未定	1名	1回	国保税率試算システム研修会	札幌市	7月	1名	1回	国保実務講習会	札幌市	8月	1名	1回	国保データベースシステム研修会	札幌市	6月	1名	1回	国保保健事業・健康づくり担当課長及び係長合同研修会	札幌市	8月	1名	1回	国保広域化・制度改正に伴う各種説明会	札幌市	未定	1名	2回	国庫支出金等申請事務研修会	札幌市	1月	1名	1回	国保事業納付金等算定情報作成支援ブロック別説明会	北見市	9月	1名	1回	市町村事務処理標準システム操作説明会	北見市	5月	3名	1回	収納率向上対策事業研修会	札幌市	未定	1名	1回	特定健診受診率向上支援共同事業説明会	北見市	未定	1名	1回	<p>R5当初予算に合わせ年度更新及びWeb開催が見込まれる会議の削除</p>
研 修 会 名	出張先	時期	出席予定人員	回数																																																																																																																																																																								
管内国保事業月報担当者会議	北見市	5月	2名	1回																																																																																																																																																																								
国保市町村連携会議	北見市	5月、8月、11月	1名	3回																																																																																																																																																																								
国保総合システムブロック別説明会	北見市	6月	2名	1回																																																																																																																																																																								
国保連合会オホーツク地方支部遠紋地区研修会	管内	未定	1名	1回																																																																																																																																																																								
管内国保運営協議会委員研修会	管内	未定	1名	1回																																																																																																																																																																								
第三者行為求償事務講習会	北見市	未定	2名	1回																																																																																																																																																																								
国保税率試算システム研修会	札幌市	7月	1名	1回																																																																																																																																																																								
国保実務講習会	札幌市	8月	1名	1回																																																																																																																																																																								
国保データベースシステム研修会	札幌市	11月	1名	1回																																																																																																																																																																								
国保保健事業・健康づくり担当課長及び係長合同研修会	札幌市	10月	1名	1回																																																																																																																																																																								
国保広域化・制度改正に伴う各種説明会	札幌市	未定	1名	2回																																																																																																																																																																								
国保事業納付金等算定情報作成支援ブロック別説明会	北見市	9月	1名	1回																																																																																																																																																																								
市町村事務処理標準システム操作説明会	北見市	5月	2名	1回																																																																																																																																																																								
収納率向上対策事業研修会	札幌市	未定	1名	1回																																																																																																																																																																								
特定健診受診率向上支援共同事業説明会	北見市	未定	1名	1回																																																																																																																																																																								
研 修 会 名	出張先	時期	出席予定人員	回数																																																																																																																																																																								
管内国保事業月報担当者会議	北見市	5月	2名	1回																																																																																																																																																																								
国保市町村連携会議	北見市	5月、8月、11月	1名	3回																																																																																																																																																																								
国保市町村連携会議	札幌市	3月	1名	1回																																																																																																																																																																								
国保総合システムブロック別説明会	北見市	6月	2名	1回																																																																																																																																																																								
国保連合会オホーツク地方支部遠紋地区研修会	管内	未定	1名	1回																																																																																																																																																																								
管内国保運営協議会委員研修会	管内	未定	1名	1回																																																																																																																																																																								
第三者行為求償事務講習会	札幌市	未定	1名	1回																																																																																																																																																																								
国保税率試算システム研修会	札幌市	7月	1名	1回																																																																																																																																																																								
国保実務講習会	札幌市	8月	1名	1回																																																																																																																																																																								
国保データベースシステム研修会	札幌市	6月	1名	1回																																																																																																																																																																								
国保保健事業・健康づくり担当課長及び係長合同研修会	札幌市	8月	1名	1回																																																																																																																																																																								
国保広域化・制度改正に伴う各種説明会	札幌市	未定	1名	2回																																																																																																																																																																								
国庫支出金等申請事務研修会	札幌市	1月	1名	1回																																																																																																																																																																								
国保事業納付金等算定情報作成支援ブロック別説明会	北見市	9月	1名	1回																																																																																																																																																																								
市町村事務処理標準システム操作説明会	北見市	5月	3名	1回																																																																																																																																																																								
収納率向上対策事業研修会	札幌市	未定	1名	1回																																																																																																																																																																								
特定健診受診率向上支援共同事業説明会	北見市	未定	1名	1回																																																																																																																																																																								

報告第1号

湧別町データヘルス計画の実施状況について

湧別町データヘルス計画の実施状況を、次のとおり報告する。

記

別紙のとおり

令和5年3月2日提出

湧別町長 刈 田 智 之

令和4年度
第3期特定健康診査等実施計画及び
保健事業実施計画（データヘルス計画）
実施状況報告について

<抜粋>

第5章 計画の取り扱い

1. 計画の評価方法及び時期

計画期間の最終年度（令和5年度）に、計画で掲げた目標や評価指標の達成状況について、総合的に評価を行います。

2. 計画の評価体制

本計画の実施状況や実績については、年に一度、湧別町国民健康保険運営協議会において報告します。

1. 計画の期間

平成30年度から令和5年度までの6年間

2. 事業の内容

(1)第3期特定健康診査等実施計画

<達成しようとする目標>

ア 特定健康診査受診率の向上

イ 特定保健指導実施率の向上

(2)データヘルス計画

<個別保健事業>

ア 特定健康診査受診率向上対策事業

イ 特定保健指導実施率向上対策事業

ウ 特定健康診査要医療判定者及びがん検診精密検査対象者受診勧奨事業

エ がん検診受診率向上対策事業

オ ジェネリック医薬品普及促進事業

※事業の実施状況報告については、上記2つの計画で事業が重複するため、データヘルス計画の事業に合わせて報告をします。

<事業の実施状況>

ア 特定健康診査受診率向上対策事業

<計画>

概要	第3期特定健康診査等実施計画に基づき、受診率向上に向けた取組みを推進する。 対象者を19歳以上に拡大し、受診強化を図る。（*湧-30健診） 未受診者に対して受診勧奨を強化する。						
	保健推進員による健診申込書の全戸配布、取りまとめ、かわらばんによる周知のほか、土・日健診、がん検診と同日実施するなど、受診環境の整備を引き続き行う。 また、特定健診に準じた健康診査の対象者拡大（19歳以上）により、早期発見・早期予防に寄与するとともに、町民の福祉対策事業の一環として、チューリップスタンプ事業を併せて実施する。 健診受診情報をもとに、未受診者に対して受診勧奨を行う。						
評価指標	事業量	過去5年分の特定健康診査の受診履歴、結果、問診票のデータから分析し、受診勧奨すべき対象者に文書又はハガキ勧奨を行う。					
	成果目標	H30	R1	R2	R3	R4	R5
	(受診率)	40%	44%	48%	52%	56%	60%

*湧-30健診・・・19歳以上30歳未満の方を対象とした健診

<実施状況> - 法定報告値より

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度 (見込)
対象者数	1,985人	1,892人	1,855人	1,817人	1,752人
受診者数	875人	860人	607人	672人	642人
受診率	44.1%	45.5%	32.7%	37.0%	36.6%

イ 特定保健指導実施率向上対策事業

<計画>

概要	湧別町第3期特定健康診査等実施計画に基づき、実施率向上に向けた取り組みを推進する。 湧-30健診で該当となった19歳以上30歳未満の方へも実施し、生活習慣の早期改善を図る。						
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・結果説明会や訪問による保健指導を行う。 ・生活改善や健康に対する意識向上につながる、町の健康づくり事業や運動施設への利用促しを行う。 ・該当者が健康づくりのための取組みを実践するためのきっかけとなるインセンティブの提供を検討する。 						
評価指標	事業量	<ul style="list-style-type: none"> ・健診結果から該当者を抽出 ・文書案内や電話による勧奨 ・未利用者への個別訪問 					
	成果目標 (実施率)	H30	R1	R2	R3	R4	R5
		40%	44%	48%	52%	56%	60%

<実施状況> - 法定報告値より

・令和4年度については、令和5年1~2月の健診結果が確定しておらず、特定保健指導は、初回面接から3ヶ月以上の継続的支援を行う必要があることから、現時点では実施状況を算定できないことから未記入としています。

	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度 (見込)
対象者数	148人	126人	79人	87人	
実施者数	70人	49人	32人	31人	
実施率	47.3%	38.9%	40.5%	35.6%	

ウ 特定健康診査要医療判定者及びがん検診精密検査対象者受診勧奨事業

<計画>

概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査の結果から医療機関の受診が必要とされた者のうち、生活習慣病未治療者に対し、受診勧奨や保健指導を行うことにより、生活習慣病への移行を防止し、生活の質の維持向上と共に、医療費の抑制を図る。 ・がん検診精密検査対象者に対し、疾病の早期発見・治療につなげるため受診勧奨を行い、生活の質の維持向上と共に、医療費の抑制を図る。 						
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査の結果から医療機関の受診が必要とされた者のうち、生活習慣病未治療者で重症化リスクの高い者に対し、保健指導と受診を促す。 ・がん検診の結果から医療機関で精密検査を受ける必要があるとされた者に対し、受診を促す。 ・特定健診、がん検診ともに、医療機関未受診者に対し、文書等による受診勧奨を実施する。 						
評価指標	事業量	<ul style="list-style-type: none"> ・健診結果から該当者を抽出 ・文書案内や電話による受診勧奨 ・精密検査未受診者に対する受診勧奨 					
	成果目標 (特定健診 精検受診率)	H30	R1	R2	R3	R4	R5
		60%	60%	60%	60%	60%	60%
	成果目標 (がん検診 精検受診率)	H30	R1	R2	R3	R4	R5
		80%	80%	80%	80%	80%	80%

<実施状況>

□特定健診精密検査受診率

	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度 (見込)
対象者数	288人	281人	169人	167人	135人
受診者数	152人	139人	103人	103人	75人
受診率	52.8%	49.5%	60.9%	60.5%	55.6%

□がん検診精密検査受診率

	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度 (見込)
対象者数	210人	213人	112人	106人	97人
受診者数	150人	144人	87人	84人	73人
受診率	71.0%	67.6%	77.7%	79.2%	75.3%

エ がん検診受診率向上対策事業

<計画>

概要	<p>進行がん罹患率を減少させ、がんの死亡を防ぐために最も重要なのは、発見であり、自覚症状がなくても定期的ながん検診を受けることが必要です。このため、有効性が確立しているがん検診の受診率向上にむけた取り組みを推進します。</p>							
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・胃がん検診（40歳以上）、肺がん検診（40歳以上）、大腸がん検診（40歳以上）、子宮がん検診（20歳以上）、乳がん検診（40歳以上）、前立腺がん検診（50歳以上）の実施。 ・若年層（30歳代）の胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診の実施。 ・腹部超音波検査の実施。 ・がん検診対象者で未受診者への個別案内、広報やホームページなどを利用し受診勧奨する。 							
評価指標	事業量	<p>・検診受診情報をもとに、未受診者に対してはがき勧奨、電話勧奨を実施する。</p>						
	成果目標 (受診率)		H30	R1	R2	R3	R4	R5
		胃がん	30%	32%	35%	38%	40%	40%
		肺がん	30%	32%	35%	38%	40%	40%
		大腸がん	30%	32%	35%	38%	40%	40%
		子宮がん	20%	30%	40%	45%	50%	50%
		乳がん	20%	30%	40%	45%	50%	50%

<実施状況> - 地域保健・健康増進事業報告値等より

	H30	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度 (見込)
胃がん	17.2%	15.2%	9.1%	9.9%	9.1%
肺がん	22.0%	20.8%	11.5%	13.1%	12.4%
大腸がん	22.7%	20.7%	12.6%	13.8%	12.8%
子宮がん	12.0%	11.9%	9.9%	13.8%	9.9%
乳がん	17.7%	17.6%	15.4%	20.7%	16.2%

オ ジェネリック医薬品普及促進事業

<計画>

概要	被保険者に対し、先発品と同等の効果を持ち、かつ安価である後発品の使用を促進する。						
実施内容	処方された先発品をジェネリック医薬品に代えた場合の差額を通知する他、効き目や安全性など、普及促進のための啓発内容を記載した広報誌を発行するとともに、被保険者証やお薬手帳に貼るジェネリック医薬品希望シールやリーフレットを全被保険者に配布する。						
評価指標	事業量	・レセプトデータを活用し、連続した2ヶ月の差額通知を実施（年間 約7,000通）					
	成果目標 (使用割合)	H30	R1	R2	R3	R4	R5
		75%	76%	77%	78%	79%	80%

<実施状況>

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度 (見込)
ジェネリック医薬品使用割合	73.3%	78.5%	80.3%	80.0%	81.4%

令和5年度予算のポイント

別冊資料

被保険者数及び医療費の推移について

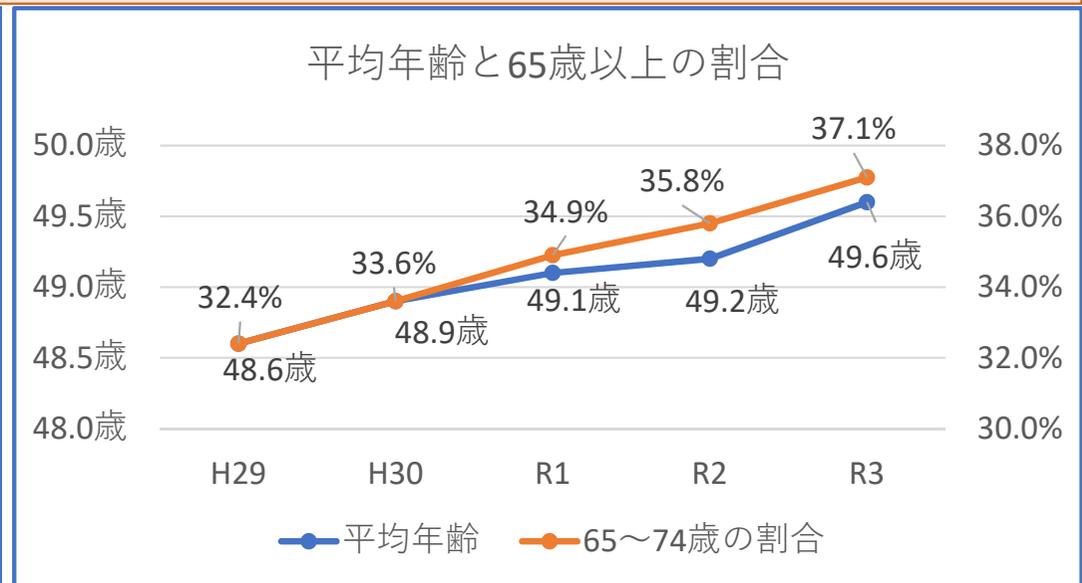
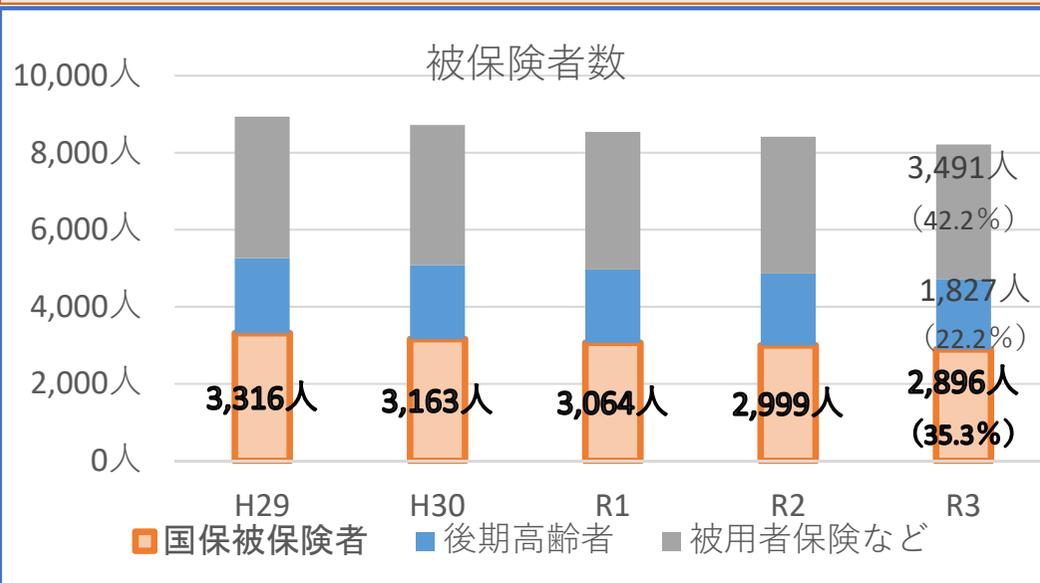
○国保加入者数は令和3年度末で人口8,214人（8,414人）に対し2,896人（2,999人）で、加入率は35.3%（35.6%）
※令和2年度の数値をカッコ書きで記載

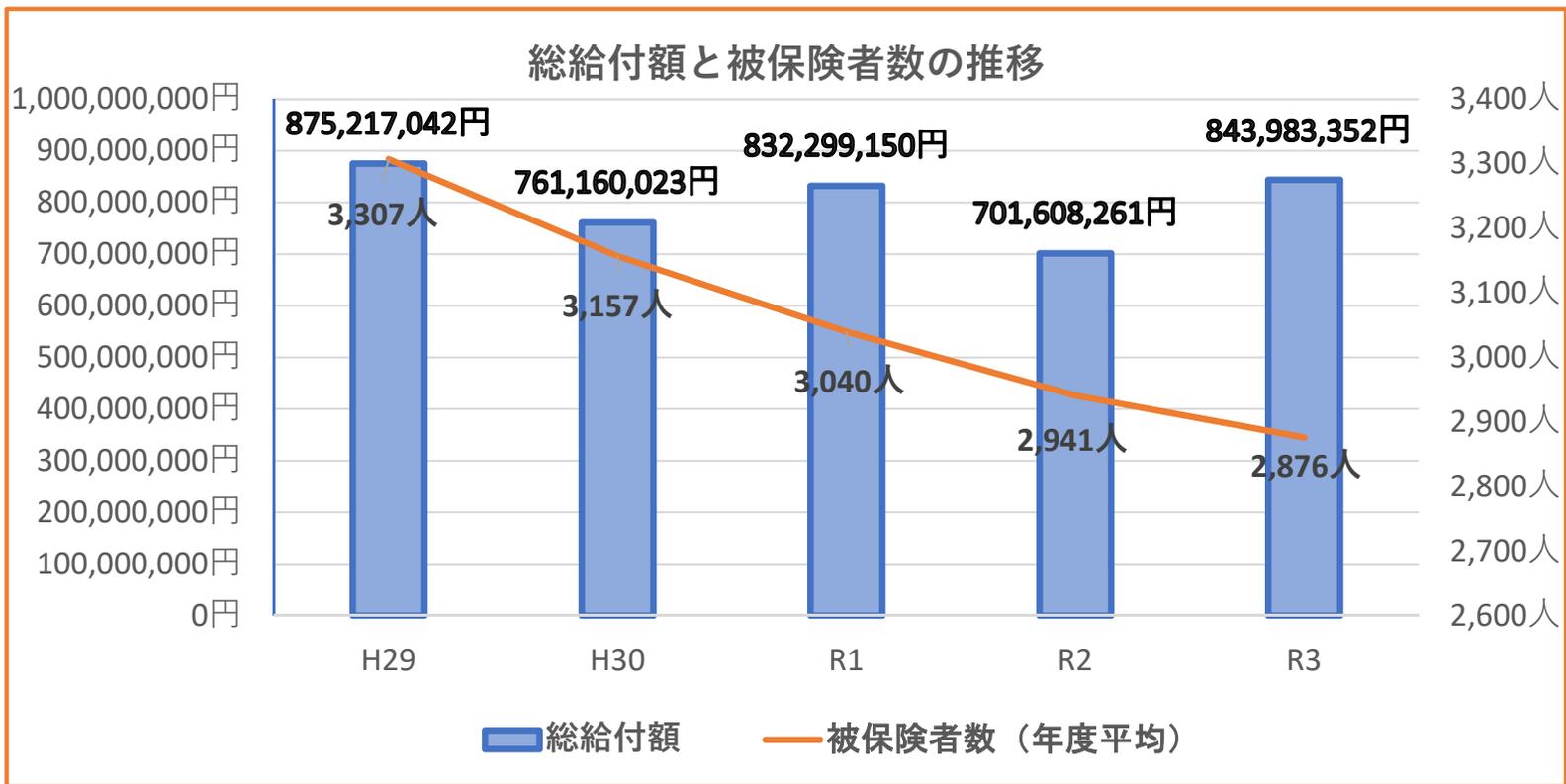
○町全体の人口は令和2年度から令和3年度にかけて約2.4%減少し、国保の被保険者は人口減少率を上回る約3.6%で減少しているため加入率も減少。今後もこのような状況が続くと考えられる。

○国保被保険者の平均年齢は令和3年度において49.6歳となっており、徐々に平均年齢が上がってきている。また、65歳から74歳の割合についても、令和3年度において37.1%となっており、平成29年度の32.4%と比較すると約5%も割合が増えている状況である。

なお、令和3年度の医療費実績については、令和2年度のような新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えの影響がなく、コロナ禍前の医療費水準となった。令和4年度については、通常診療に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による受診者数が増加してしている状況にある。

○これらを踏まえ、令和5年度予算では**保険給付費の増加**とそれに伴う北海道からの**普通交付金の増加（+3,246万円：前年比+3.7%）**を見込む。





【医療費実績】

区分	H29	H30	R1	R2	R3
療養給付費	762,797,483円	673,265,371円	730,646,131円	619,220,570円	736,217,400円
療養費	4,194,580円	3,399,797円	2,478,556円	3,521,078円	2,446,728円
高額療養費	108,224,979円	84,494,855円	99,174,463円	78,866,613円	105,319,224円
合計	875,217,042円	761,160,023円	832,299,150円	701,608,261円	843,983,352円
被保険者数 (年度平均)	3,307人	3,157人	3,040人	2,941人	2,876人
一人あたり給付費	264,656円	241,102円	273,783円	238,561円	293,457円

令和5年度予算のポイント

総務費、保険給付費、保健事業費

○総務費

給与費については、人事異動等に伴い減額として見込む。国保の審査支払機関である国民健康保険団体連合会に対する負担金のうち、国保被保険者の資格情報・給付情報・賦課情報等を管理する全国統一仕様の市町村事務処理標準システムに係る運用負担金について、連合会の提示に基づき減額として見込む。令和4年度に実施した、市町村事務処理標準システムにおける機器更改に伴う庁内ネットワーク設定業務委託料分については、皆減。

(△170万円：前年比△6.1%)

○保険給付費

令和4年度保険給付費では、被保険者数は減少傾向にあるものの、一人当たり医療費の伸び、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による受診者数の増加を踏まえ、増額（+3,246万円：前年比+3.7%）として見込む。

○特定健診では、前年度と同様に感染症対策のため、会場での人数制限を設けて実施。コロナ禍の影響により健診受診控えが続いており、受診者数については前年度より微減となっている。

令和5年度においては健診受診率向上を図るため、健診委託料等及び健診受診勧奨や重症化予防事業等に係る受診率向上支援等共同事業（補助率10/10）分について前年度と同額程度を予算計上。（+18万円：前年比+0.1%）

〈受診勧奨事業〉 過去の間診データや受診歴データなどからAIを用いた分類を行い、解析の結果、勧奨への反応が高く見込まれる優先順位が高いと判定された者に対し、健診受診勧奨はがきを送付

〈重症化予防事業〉 レセプトデータ、特定健診データ等を分析し、重症化リスクが高い生活習慣病の未治療者等に対し医療機関への受診を促す通知を送付

〈通院者対策〉 医療機関への定期通院を行う未受診者に対し「みなし健診」を適用させる

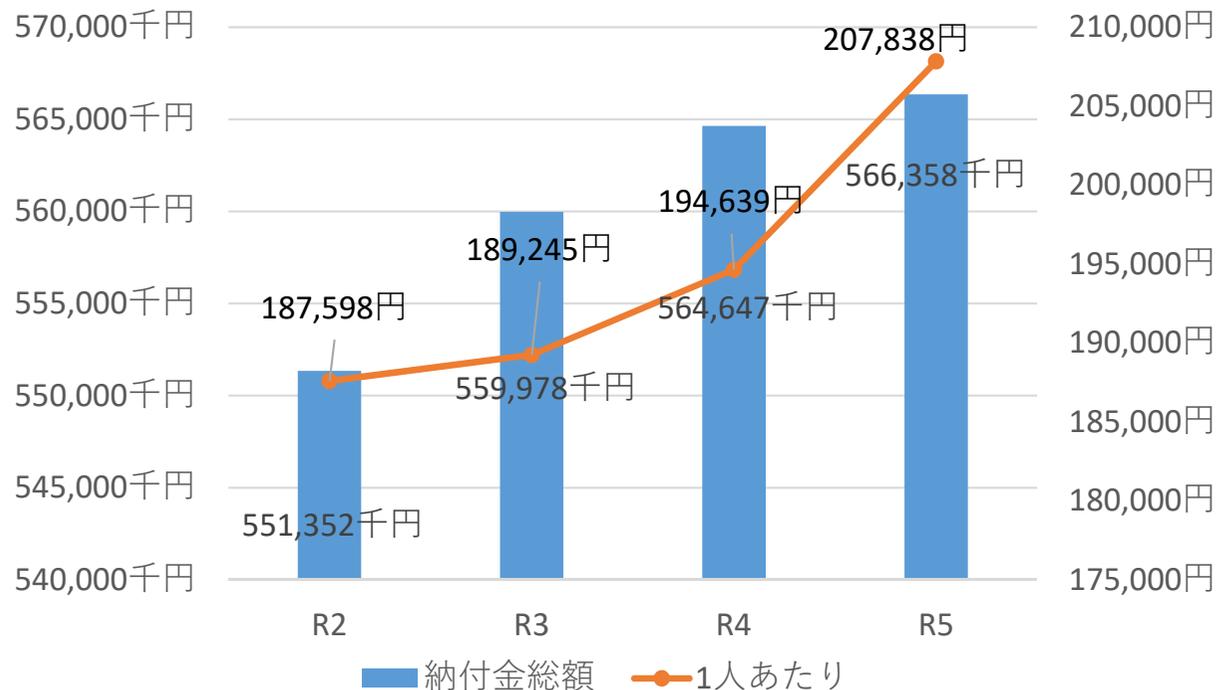
【特定健診受診人数実績】

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
対象者数	1,985人	1,892人	1,855人	1,817人	1,752人
受診者数	875人	860人	607人	672人	642人
受診率	44.1%	45.5%	32.7%	37.0%	36.6%

令和5年度予算のポイント

国保事業費納付金

- 道内市町村が医療機関に支払う医療費は平成30年度の都道府県化から全額を北海道が負担しており、これらを含めた北海道全体の国保運営に必要な財源を各市町村の所得、加入者割合、医療費水準に応じて北海道に納付する。
- 北海道では令和12年度までに保険料率の統一を目指しており、統一により同一所得・同一世帯構成であれば道内どこの市町村に住んでいても同じ保険料負担となる。（＝各市町村の所得、医療費水準を加味しない）
- 所得が高く医療費水準の低い湧別町は現在のところ低く算定されているが、段階的に激変緩和措置がなくなっていくため、1人あたり納付金額は増大していく。
- 令和5年度予算は、**171万円の増額（前年度比+0.3%）**



国民健康保険の都道府県化の概要

【国保が抱える構造的な課題】

- ・ 年齢構成が高く医療費水準が高い
- ・ 所得水準が低く保険料負担が重い
- ・ 財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が存在している

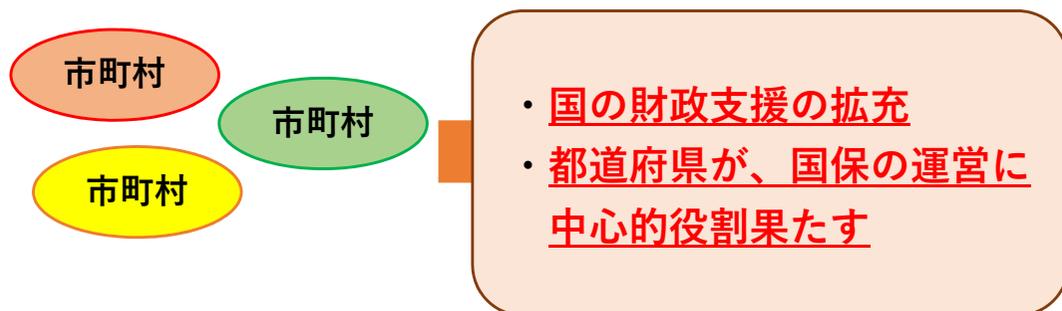


○平成30年4月から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

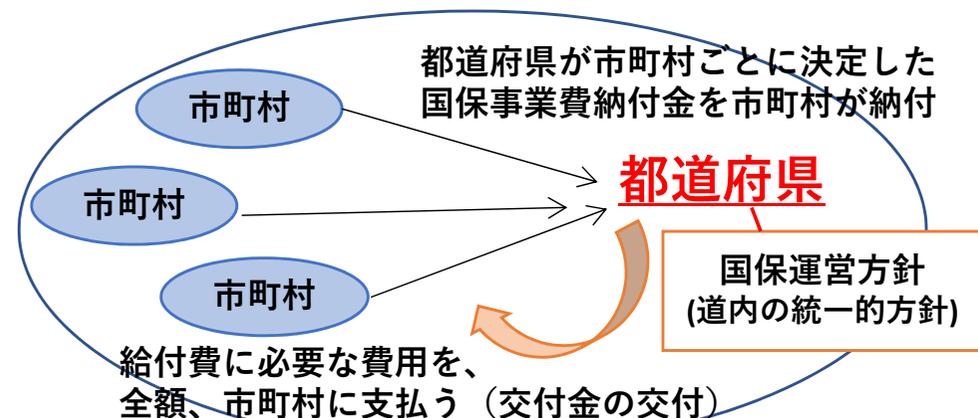
- ・ 保険給付費に必要な費用は、**全額**、都道府県が市町村に交付
- ・ 将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）
- ・ 都道府県は、国保の運営方針を定め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

○市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

【平成29年度まで】市町村が個別に運営



【改革後】都道府県が財政運営責任を担うなど中心的役割



令和5年度予算のポイント

国保税

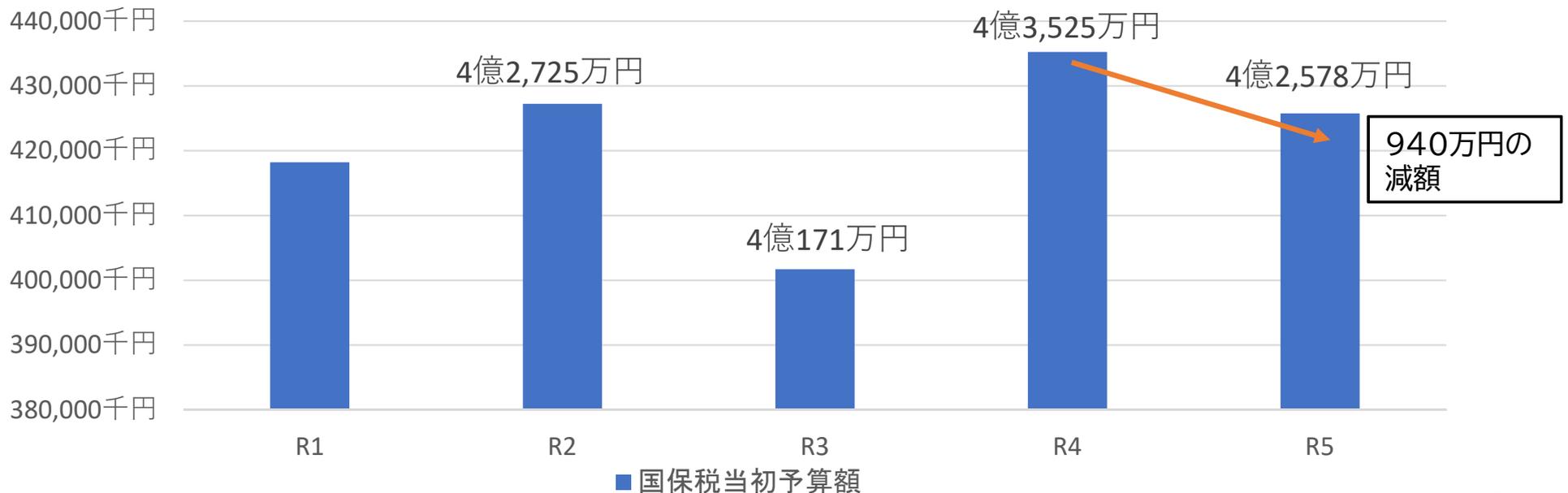
○令和5年度国保税算定の根拠となる令和4年の所得については、現在確定申告の受付を行っているところであり、金額がどの程度になるかは不明だが、ウクライナ情勢等に伴う飼料や燃料費などの価格高騰の影響により、酪農業への経営を圧迫していることから、**所得の減少が見込まれる。**

○令和5年度の税制改正において、以下の点について改正予定。

- ・国保税の賦課限度額を2万円引き上げる。（後期高齢者支援金分2万円）
- ・国保税の減額対象となる所得基準の見直し。（経済動向等を踏まえ、5割軽減及び2割軽減の軽減判定所得を見直し）

※令和5年度において条例改正予定のため、当初予算において改正による影響額は反映していない。

○これらを踏まえ、令和5年度予算では被保険者数から算出した国保税額に、一次産業の減収に伴う所得割減額分について減算し算出し、収入減（△940万円：前年比△2.2%）として見込む。



令和5年度予算のポイント

国庫補助金・道支出金

○国庫補助金

出産育児一時金について、制度改正により1件当たりの支給金額が42万円から50万円に引き上げとなる。このため、令和5年度に限り1件当たり5,000円の国庫補助が交付される。

(R5歳入予算額10万円(20件×5,000円)、歳出予算額1,000万円(20件×50万円))

○道支出金

・普通交付金(+3,246万円：前年比+3.7%)

歳出の保険給付費に対する北海道からの交付金

・特別交付金(△584万円：前年比-18.6%)

医療費適正化や国保事業への取り組みに対する保険者努力支援分、画一的な測定方法によっては措置できない市町村の特別事情に対する特別調整交付金、特定健康診査に対する負担金(国、道)

国保財政調整基金

○歳出では令和2年度より給与費の財源を基金としていること、また前年度から引き続き国保事業費納付金の増額(171万円)を見込み計上しているが、歳入については、一次産業における所得の減少が見込まれることから、基金取崩しは増額となる見込み。**(R5予算額7,800万円 前年比+1,600万円)**

○国保事業納付金の一部(約5,600万円)は基金を財源としているが、激変緩和措置(急激な納付金の上昇を抑える財源措置)の廃止等による納付金の増加が見込まれるため、保険税率の改正等も含め更なる検討が必要となる。

	R2実績	R3実績	R4実績見込	R5予算
当初基金残高	213,461千円	206,494千円	157,511千円	135,610千円
取崩し額(当初予算額)	(△51,000千円)	(△88,000千円)	(△62,000千円)	(△78,000千円)
取崩し額(実績額)	△7,000千円	△49,000千円	△21,910千円	△78,000千円
積立て額	33千円	17千円	9千円	9千円
年度末基金残高	206,494千円	157,511千円	135,610千円	57,619千円

湧別町の国保税及び市町村標準保険料率について

◆湧別町の現行税率

区 分	医療給費費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所 得 割	6.60%	1.50%	0.87%
均 等 割	30,000円	8,000円	9,000円
平 等 割	30,000円	7,000円	6,000円
賦課限度額	650,000円	200,000円	170,000円

◆市町村標準保険料率（令和5年度）

区 分	医療給費費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所 得 割	8.78%	2.67%	1.85%
均 等 割	28,478円	8,916円	8,518円
平 等 割	28,900円	9,048円	6,582円
賦課限度額	650,000円	200,000円	170,000円

※賦課限度額については、税制改正により後期分について2万円引き上げ予定